

## 募集型企画旅行【日帰り】「旅行条件書(抜粋)」

この旅行は一般社団法人 鳥取市観光コンベンション協会（鳥取県知事登録旅行業 第3-67号 以下「当協会」という）が企画し実施する国内旅行であり、お客様が当協会と締結する旅行契約の内容・条件はこのパンフレットに記載されている条件のほか、本旅行条件書及び旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1 旅行代金に含まれるもの・・・パンフレットに記載された日程の交通費・食事代（昼食1回）・入場料・乗船料・体験料・添乗費用・ガイド料等を含みます。コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的諸経費は旅行代金に含まれません。

※利用貸切バス会社：日ノ丸自動車及び日本交通。

2 取消料・・・お申込み後、お客様のご都合で旅行を取消される場合は、旅行開始日の前日から起算して右記の料率で取消料をいただきます。

3 旅行日程・旅行代金の変更・・・運輸機関のスケジュール・交通事情・気象条件、その他不可抗力による事由で、また運輸機関の運賃・料金等の改定により、旅行日程・旅行代金を変更する場合があります。

4 旅行条件・旅行代金の基準・・・この旅行条件は2017年4月1日を基準としています。また、旅行代金は2017年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

※交通渋滞により予定時間通り運行できない場合がございますのでご了承下さい。

※この条件書に定めない事項は旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）当協会募集型企画旅行約款によります。当協会募集型企画旅行約款をご希望の方は当協会にご請求下さい。

※確定情報を記載する最終旅行行程表につきましては、当協会より特に連絡のない場合は、パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

### ■旅程管理・お客様の責任について

(1)当協会は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様には団体行動中、旅行を安全かつ円滑に実施するために添乗員の指示に従っていただきます。

(2)当協会又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、当協会はその損害を賠償致します。（お荷物の賠償限度額は当社に故意又は重大な過失ある場合を除きお1人15万円）

(3)お客様の故意又は過失により当協会が被害を被った時は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。

### ■特別補償について

当協会は、当協会の責任が生ずるか否かを問わず旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

### ■個人情報の取扱いについて

(1) 当協会及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行会社（以下「販売店」という）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・食事機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。

(2)当協会は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号等の情報を必要な範囲内で、運送・食事機関等及び手配代行者に対し提供いたします。

契約解除の日		取消料（おひとり様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1.6日目に当る日以前の解除	無 料
	2.5日目に当る日以降の解除（ハ～ホ除）	取消人員14名以下の場合、無料
		取消人員14名以上の場合 旅行代金の20%
3.ハ3日目に当る日以降の解除（ニ～ホ除）	旅行代金の20%	
4.ニ.当日の解除（ホを除）	旅行代金の50%	
	ホ.旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

旅行企画・実施／一般社団法人 鳥取市観光コンベンション協会

鳥取県知事登録旅行業 第3-67号 一般社団法人 全国旅行業協会正会員

〒680-0833鳥取県鳥取市末広温泉町160 ☎0857-26-0756 密0857-29-1000

<http://www.torican.jp> E-mail: [torican@torican.jp](mailto:torican@torican.jp) 総合旅行業務取扱管理者：徳田勇人